

12月4日から12月10日までの7日間は、人権週間です。

人権に関する世界基準を定めた世界人権宣言が国際連合の総会で採択されたのが1948年12月10日のことで、その2年後の1950年12月4日には、12月10日を世界の国々において人権推進の取組を行うべき世界人権デーとすることが国連総会で決議されました。

人権は、目には見えませんし、手で触れることもできません。また、人類に元々備わっていたものでもありません。人間が尊厳を持って生きていくために、いくつもの世代にわたり、知恵を積み重ね、作り上げてきた約束事といえます。

約束事とは、例えば、誰でも自由に発言できること、住みたい地域に住めること、自分の信仰を誰にも束縛されないこと、職業を自由に選べること、病気になったら医療を受けられること、人間らしい生活を保障されること、などなどです。

忘れてはならないのは、これらの約束事は単に知恵をしぼるだけでできたものではないということです。人類の長い歴史において、悩み、苦しみ、悔しい思いをし、あるいは不当に命を奪われてきた人々が闘った成果として一つ一つ勝ち取ってきたものなのです。

また、人権とはとてももろく弱いものです。今何の不自由もないからといって、あるいは自分は大丈夫だからといって、これを守るための努力を怠っていると、いつの間にか奪い取られ、人間が人間らしく生きることができない世の中になる恐れがあります。

人権を守る努力とは何でしょうか。それは、どのような人権があるかを知ること、人権が形成されてきた歴史を学ぶこと、人権侵害がどれほど人を傷つけるかを悟ること、そして人権が損なわれたとき、損なわれそうなどときには、勇気を奮って闘うことなどです。

今年の人権週間に合わせ、益田市人権センターと総合福祉センターで、第8回「いのち・愛・人権」展が開催されます。ぜひ、人権について学ぶ機会にしていきたいと思えます。